

交通誘導システム等を活用する場合の積算上の取扱いについて（お知らせ）

令和6年8月19日
広島県土木建築局

交通誘導警備員の高齢化、就業者不足等により、施工地域や時期によっては交通誘導警備員の確保が困難な場合に、映像解析 AI による交通誘導システムなど（以下、交通誘導システム等）が活用された場合の積算方法について、次のとおり取り扱うこととしました。

なお、交通誘導システム等については、所轄警察署等の関係機関等との協議を踏まえ、安全性や経済性、地域の実情を総合的に勘案し、活用するものとします。

1 交通誘導システム等について

交通誘導警備員や工事用信号機等の代替として、AI が工事区間周辺の道路交通状況（車両の通過状況や周辺渋滞情報）の映像解析等により、最適な信号切替タイミングを判断し、自動的に車両の誘導を行うシステムです。

2 交通誘導システム等の積算方法

- (1) 交通誘導警備員の代替として、活用する場合
交通誘導システム等の費用を共通仮設費（安全費）へ見積りにより積上げ計上する。
- (2) 工事用信号機等の共通仮設费率分に含まれる安全施設の代替として、活用する場合
交通誘導システム等の見積りから代替となる安全施設費用を控除した費用を共通仮設費（安全費）へ積上げ計上する。
なお、代替となる安全施設費用についても見積りにより算出するものとする。
- (3) その他
交通誘導システム等費用については、土木工事標準積算基準書による間接工事費の共通仮設費（安全費）として取り扱うこととし、見積りに当たっては、現場管理費、一般管理費等及び消費税等相当額は含まない価格とする。
なお、代替となる安全施設費用の取扱いについても同様とする。

3 適用

令和6年8月改訂以降の土木工事標準積算基準書に基づく工事費の積算に適用する。